

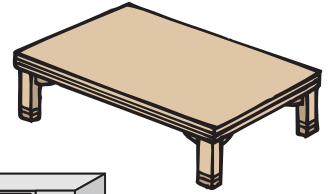
有料で処分するごみ

粗大ごみ等

搬入先 南部リサイクルセンター

小型家電として出せない大きな家電や家具類など

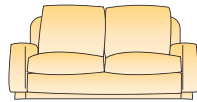
- オブーン・電子レンジ
- ガステーブル、ガスコンロ
- 家具類
(いす、机、テーブル、戸棚、タンス など)
- 暖房器具(ストーブ、ファンヒーター など)
- ラジカセ、コンポ
- 加湿器
- 除湿器
- 扇風機
- 掃除機
- 自転車



1. 利用者カードを持参してください(無い場合は、環境課で交付します)
2. 事業系の粗大ごみは町許可業者へ直接依頼してください
3. リサイクル法により、家電を分解することは禁止されています

布団・じゅうたん類

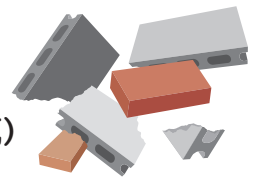
- 布団
- じゅうたん
- カーペット、ござ
- 電気カーペット、電気毛布
- マットレス
- ソファ・ベッド



50cm以下に切断すれば「可燃物」へも出せます

瓦礫(ガレキ)類

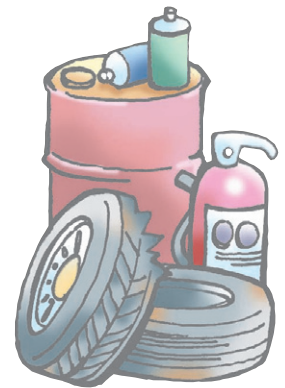
- インターロッキング
- コンクリート
- セメント瓦
- ブロック
- 和瓦
- 色瓦(陶器瓦)
- レンガ など



1. 業者が解体した瓦礫類は搬入できません
2. 種類ごとに分けて搬入してください

町で処分できないもの

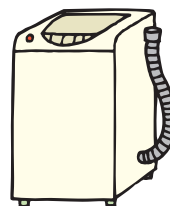
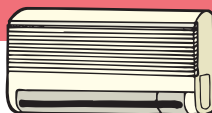
- ① オートバイ
- ② 原付自転車
- ③ 車用品
(タイヤ、ホイール、バッテリー など)
- ④ ガスボンベ
- ⑤ 消火器
- ⑥ ドラム缶
- ⑦ パソコン
(デスクトップ型パソコン・モニター)
- ⑧ 事業活動に伴い発生するごみ
(事務所ごみ、断裁屑 など)
- ⑨ 建築廃材
(柱、板材、ボード類、畳、建具、サッシ など)
- ⑩ 農薬、薬品、シンナー など
- ⑪ 農機具
(トラクター、草刈機、マルチシート など)



※①～⑥は専門店・販売店へ⑦は各パソコンメーカーへお問い合わせください。
※⑧⑨は町の一般廃棄物収集許可業者や専門店、販売店へ⑩⑪は農協等販売店へお尋ねください。

家電4品目(家電リサイクル法対象品)

- エアコン(室外機も含む)
- テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)
- 冷蔵庫(冷凍庫)
- 洗濯機(衣類乾燥機も含む)



※家電小売店又は役場(環境課 環境政策係)へお問い合わせください。

問い合わせ先

池田町役場 環境課 環境政策係

TEL:45-3111 ホームページ <http://www.town.ikeda.gifu.jp>

北部リサイクルセンター TEL:45-0325

南部リサイクルセンター TEL:45-9440